

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 			

◎岡山県告示第五百十九号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、収納の事務を次のとおり委託した。

令和六年十一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 委託した事務の内容
- 二 手数料のうち、四の場所において納付するものの収納の事務
- 三 委託した収入の種類
- 四 岡山県民生活関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第十一号）に基づく一般旅券の発給及び渡航先の追加を申請する者に対する手数料
- 五 委託した者の名称及び所在地
- 六 株式会社電算システム
- 七 岐阜県岐阜市日置江一丁目五八番地
- 八 委託を受けた事務を行う場所等

委託を受けた事務を行う場所（コンビニエンスストア等）	コンビニエンスストア等の本部の名称	コンビニエンスストア等の本部の所在地
セブン－イレブンの店舗	株式会社セブン－イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町八番地八
ローソン、ローソンストア100、ナチュラルローソン、ローソン・スリーエフ及びローソン・ポプラの店舗	株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目一一番二号
ファミリーマートの店舗	株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目一番二二号
デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア及びヤマザキスペシャルパートナーショップの店舗	山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目一〇番一号
ミニストップの店舗	ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
ポプラ、生活彩家、くらしハウス及びスリーエイトの店舗	株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六六五番地の一
セイコーマート、ハマナスクラブ、ハセガワストア及びタイエーの店舗	株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西五丁目四二一番地

五
委託の期間
令和六年十月一日から令和八年三月三十一日まで

MMK設置店（有人型に限る。） の店舗	株式会社しんきん情 報サービス	東京都港区港南一丁目 八番二七号
------------------------	--------------------	---------------------

◎岡山県告示第五百二十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和六年十一月二十九日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 指定を辞退した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
小 浦 宏	肢体不自由	医療法人宏厚会 こうら整形外科	総社市中央六一〇―一〇三
中 井 靖 典	肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓	中井医院	真庭市月田六八五八
小 西 洋	肢体不自由	医療法人 平病院	和气郡和气町尺所四三八
西 原 正 信	心臓	杉山内科循環器科医院	真庭市久世二五一八

◎岡山県告示第五百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和六年十一月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

浅口市金光町占見新田一八六一の一、一八六一の三、一八六三の二、一八六六の二、一八六六の四、一八七〇の一、一八七〇の二、一八七一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

金光町占見新田一八七〇の二・一八七一（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び浅口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年十一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 芳井油木線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
井原市芳井町山村字大名原三六九五番二地先から 井原市芳井町山村字大道ノ下三五七七番地先まで	新	七・七〇 三〇・〇	三二七・〇
井原市芳井町山村字大名原三六九五番二地先から 井原市芳井町山村字大道ノ下三五七七番地先まで	旧	七・七〇 三〇・〇	三二七・〇
井原市芳井町山村字大名原三六九五番二地先から 井原市芳井町山村字梅日向四一二四番地先を経て 井原市芳井町山村字大道ノ下三五七七番地先まで	旧	七・三〇 一七・八	三二〇・二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 河本久米線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
苫田郡鏡野町河本字柳原五四三番三地先から 苫田郡鏡野町原字柳原二九番一地先を経て 苫田郡鏡野町原字落合川東二四番三地先まで	新	八・〇〇 三八・八	二八七・八

苦田郡鏡野町原字柳原二九番一地先から 苦田郡鏡野町原字落合川東二四番三地先 まで	
旧	
三・三・ 七・八	八・〇・ 三八・八
六三二・八	一三七・〇

〔五九九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和六年十一月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 地区名

山手地区 第5工区

二 縦覧に供する書類

換地計画書

三 縦覧の期間

令和六年十一月二十九日から同年十二月二十日まで

四 縦覧の場所

久米南町役場

〔六〇〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年十一月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字寺ノ西五六六番一、五六六番一一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央四丁目一六番地一〇九ソルコリーヌ一〇三

岩澤 哲央

三 許可年月日及び許可番号

令和六年七月二十二日岡山県指令建指第一八〇号

〔六〇一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年十一月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市小寺字兎登木八六八番九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西郡九七八番地クレッシェンド二〇二

小原 和美

三 許可年月日及び許可番号

令和六年九月十九日岡山県指令建指第二五三号

〔六〇二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年十一月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市小寺字長渡露九九九番五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中原五八二番地プロミネンス二〇二

杉本 翔

杉本あずさ

三 許可年月日及び許可番号

令和六年九月二十四日岡山県指令建指第二五九号

◎岡山県人事委員会公示第十号

令和元年岡山県人事委員会公示第十一号（任命権者に委任する競争試験の範囲）の一部を次のように改正する。

令和六年十一月二十九日

岡山県人事委員会委員長 安 田

寛

第一条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 岡山県警察官A採用試験（アピール型）

附 則

この公示は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第百二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつた。

令和六年十一月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

あまの千歌後援会

安良田 由紀子

岡部 直輝

倉敷市西中新田二四―三

令和六・一〇・二一

市民目線で明日を変える会

釜口 竜雄

谷垣 文

赤磐市桜が丘西五―六一―一九

〃 一〇・四

みんなのみまさか

中西 竜太

中西 竜太

美作市巨勢九九二―七

〃 一〇・二九

◎岡山県選管告示第百三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。
令和六年十一月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

石田みのる元気会 渡辺 勉 主たる事務所の所在地

〃 〃 〃

小原なおみ後援会 森 一馬 〃

金谷文則後援会 有馬 雄二郎 代表者の氏名

新

新見市上市六五八一

〃 高尾二四八四―二四

津山市日上一〇七四―二

有馬 雄二郎

旧

新見市高尾二四八四―二四

〃 上市六五八一

津山市金井二八一―一

尾崎 靖彦

異動年月日

令和六・一〇・七

〃 一〇・二八

〃 一〇・一

〃 四・一

◎岡山県選管告示第四百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

令和六年十一月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

岩崎清治後援会

代表者の氏名

岡 孝二

解散年月日

令和六・九・三〇

〔一四〕令和六年十一月二十二日付け公布岡山県公告（農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請）に誤りがあった。

頁・行	誤	正
一・一五	農用地利用集積計画により権利を設定した者が耕作をしている。農地所有者が死亡しており、賃借期間満了後は	農地所有者が死亡しており